

議 案 第 6 9 号

松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

国家公務員の給与改定に準じ俸給月額、初任給調整手当の額及び勤勉手当の支給割合を引き上げるとともに、地方公務員法の改正に伴い条例に級別基準職務表を規定するほか、任期付短時間勤務資格職員の給与体系を整備等するため。

松戸市一般職の職員の給与に関する条例及び松戸市一般職の任期
付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第9条の4第1項中「183,700円」を「184,100円」に改める。

第20条の4第2項第1号中「100分の75」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の40」に改める。

附則第6項中「100分の1.125」を「100分の1.275」に、「100分の75」を「100分の85」に改める。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

第2条 松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）が定める」を「次に掲げる級別基準職務表に定めるとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 行政職俸給表級別基準職務表（別表第1の2）
- (2) 医療職俸給表（一）級別基準職務表（別表第2の2）
- (3) 医療職俸給表（二）級別基準職務表（別表第3の2）
- (4) 医療職俸給表（三）級別基準職務表（別表第4の2）
- (5) 教育職俸給表級別基準職務表（別表第5の2）

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第1の2（第3条関係）

行政職俸給表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	主事補、技師補の職務 保育士の職務
2級	主事、技師の職務 困難な業務を行う保育士の職務
3級	主任主事、主任技師の職務 主任保育士の職務
4級	係長の職務 主査の職務 主査保育士の職務
5級	課長補佐の職務 副署長の職務 所長の職務 保育士長の職務 主幹の職務 主幹保育士の職務 困難な業務を行う係長の職務 困難な業務を行う主査の職務

6 級	専門監、指導監の職務 担当室長、課長代理、署長代理の職務 支所長代理の職務 困難な業務を行う課長補佐の職務 困難な業務を行う副署長の職務 困難な業務を行う所長の職務 困難な業務を行う保育士長の職務
7 級	次長、参事監、技監の職務 課長、署長の職務 技監補の職務
8 級	部長の職務 消防局長の職務 会計管理者の職務 審議監の職務

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 の 2 (第 3 条関係)

医療職俸給表 (一) 級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	技監補の職務
2 級	課長の職務 困難な業務を行う技監補の職務
3 級	技監、部長の職務 次長、所長、副所長の職務
4 級	困難な業務を行う技監、部長の職務

別表第 3 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3 の 2 (第 3 条関係)

医療職俸給表 (二) 級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	栄養士、歯科衛生士、検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士の職務
2 級	困難な業務を行う栄養士、歯科衛生士、検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士の職務

3 級	主任栄養士、主任歯科衛生士、主任検査技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士の職務
4 級	主査栄養士、主査歯科衛生士、主査検査技師、主査理学療法士、主査作業療法士、主査視能訓練士の職務
5 級	所長の職務 栄養士長、歯科衛生士長、検査技師長、理学療法士長、作業療法士長、視能訓練士長の職務 主幹栄養士、主幹歯科衛生士、主幹検査技師、主幹理学療法士、主幹作業療法士、主幹視能訓練士の職務 困難な業務を行う主査栄養士、主査歯科衛生士、主査検査技師、主査理学療法士、主査作業療法士、主査視能訓練士の職務
6 級	指導監の職務 困難な業務を行う所長の職務 困難な業務を行う栄養士長、歯科衛生士長、検査技師長、理学療法士長、作業療法士長、視能訓練士長の職務
7 級	技監の職務 課長の職務 技監補の職務

別表第 4 の次に次の 1 表を加える。

別表第 4 の 2（第 3 条関係）

医療職俸給表（三）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	准看護師の職務
2 級	保健師、助産師、看護師の職務 困難な業務を行う准看護師の職務
3 級	主任保健師、主任助産師、主任看護師の職務
4 級	主査保健師、主査助産師、主査看護師の職務
5 級	所長の職務 保健師長、助産師長、看護師長の職務 主幹保健師、主幹助産師、主幹看護師の職務 困難な業務を行う主査保健師、主査助産師、主査看護師の職務
6 級	指導監の職務

	困難な業務を行う所長の職務 困難な業務を行う保健師長、助産師長、看護師長の職務
7 級	技監の職務 課長の職務 技監補の職務

別表第 5 の次に次の 1 表を加える。

別表第 5 の 2 (第 3 条関係)

教育職俸給表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	助教諭、養護助教諭、実習助手の職務
2 級	教諭、養護教諭の職務
3 級	主幹教諭の職務
4 級	副校長、教頭の職務
5 級	校長の職務

第 20 条の 4 第 2 項第 1 号中「100 分の 85」を「100 分の 80」に改め、同項第 2 号中「100 分の 40」を「100 分の 37.5」に改める。

附則第 6 項中「100 分の 1.275」を「100 分の 1.2」に、「100 分の 85」を「100 分の 80」に改める。

別表第 7 教育職員特別業務手当の項中「12,800 円」を「16,000 円」に改める。

(松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第 3 条 松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 23 年松戸市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
1	371,000 円
2	419,000 円
3	471,000 円
4	532,000 円
5	607,000 円

6	709,000 円
7	829,000 円

第8条第2項中「第19条の2第1項及び」の次に「第2項並びに」を、「特定任期付職員」と、「」の次に「同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「」を加え、「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の155」を「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の160」に改める。

第4条 松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「単純な労務に雇用される者」の次に「（以下「企業職員等」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 任命権者は、特定任期付職員の俸給表の号俸を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は、次の表に定めるとおりとする。

号俸	基準となる場合
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合

7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合
---	---

第9条を第10条とする。

第8条第1項中「松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29号。以下「給与条例」という。）」を「給与条例」に改め、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の160」を「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」に改め、同条に次の1項を加える。

3 給与条例第3条、第5条、第5条の3及び第6条の規定は、任期付短時間勤務資格職員には、適用しない。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（任期付短時間勤務資格職員の給与の特例）

第8条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員のうち、公的な資格を有するなど一定の専門的な知識経験を有し、特に必要な事情により採用された職員（企業職員等を除く。以下「任期付短時間勤務資格職員」という。）には、次に掲げる俸給表を適用する。この場合において、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

(1) 任期付短時間勤務資格職員俸給表（一）（別表第1）

(2) 任期付短時間勤務資格職員俸給表（二）（別表第2）

2 前項第1号の俸給表の適用を受ける任期付短時間勤務資格職員の職務の内容は、松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29号。以下「給与条例」という。）別表第1の2の職務の級の欄に掲げる2級の基準となる職務とする。

3 第1項第2号の俸給表の適用を受ける任期付短時間勤務資格職員の職務の内容は、給与条例別表第4の2の職務の級の欄に掲げる2級の基準となる職務とする。

4 任期付短時間勤務資格職員の初任給及び昇給に関して必要な事項は、規

則で定める。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第8条関係）

任期付短時間勤務資格職員俸給表（一）

号俸	俸給月額
1	153,400 円
2	154,900 円
3	156,300 円
4	157,800 円
5	159,100 円
6	160,500 円
7	162,000 円
8	163,400 円
9	164,800 円
1 0	166,300 円
1 1	167,700 円
1 2	169,200 円

備考 この表は、別表第2の適用を受けない任期付短時間勤務資格職員に適用する。

別表第2（第8条関係）

任期付短時間勤務資格職員俸給表（二）

号俸	俸給月額
1	172,100 円
2	173,200 円
3	174,400 円
4	175,600 円
5	176,800 円
6	178,000 円
7	179,300 円
8	180,700 円
9	182,100 円
1 0	183,200 円

1 1	184,600 円
1 2	185,900 円

備考 この表は、看護師、保健師等に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定（松戸市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 9 条の 4 第 1 項及び別表第 1 から別表第 5 までの改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第 3 条の規定（松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付条例」という。）第 7 条の表の改正規定に限る。）による改正後の任期付条例の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 第 1 条の規定（給与条例第 20 条の 4 第 2 項及び附則第 6 項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第 3 条の規定（任期付条例第 8 条第 2 項の改正規定（「、6 月に支給する場合には 100 分の 122.5、12 月に支給する場合には 100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 155」を「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 155」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 160」に改める部分に限る。）による改正後の任期付条例の規定は、平成 27 年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第 1 条の規定（給与条例第 9 条の 4 第 1 項、第 20 条の 4 第 2 項、附則第 6 項及び別表第 1 から別表第 5 までの改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）又は第 3 条の規定（任期付条例第 7 条の表の改正規定及び第 8 条第 2 項の改正規定（「、6 月に支給する場合には 100 分の 122.5、12 月に支給する場合には 100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 155」を「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 155」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 160」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の任期付条例（以下

「改正後の任期付条例」という。)の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。